

社会保障・税番号（マイナンバー）制度について



1 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入され、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が開始されました。

個人番号について

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。

法人番号について

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。

2 今後の税務手続きについて

(1) 申告書等に番号を記載していただく必要があります。

平成28年1月以降、個人番号や法人番号の記入欄が設けられた申告書等をご提出いただく際には、個人番号や法人番号をご記入いただくことになります。

(2) 個人番号が記載された申告書等を提出する際は、本人確認が必要となります。

税の窓口で個人番号を記載した申告書等を提出する際には、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

本人確認を行うときに使用する書類の例

- 1 個人番号カード（番号確認と身元確認）
- 2 通知カード（番号確認）+ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）

個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けることができるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。

県税のマイナンバーに関する情報については、下記のホームページに掲載しております。詳しくは、お近くの地域県民局県税部にお問い合わせください。

【県税・市町村税ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>】